

身体障害者診断書作成の手引 (別冊)

小腸機能障害

令和 2 年 4 月

堺市障害福祉部障害者更生相談所

I 障害程度等級表

級別	小 腸 機 能 障 害
1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活用具が極度に制限されるもの
2 級	
3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

II 身体障害認定基準

小腸の機能障害

- (1) 等級表 1 級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注 1 8）となるため、推定エネルギー必要量（表 1）の 60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
 - a 疾患等（注 1 9）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm 未満（ただし乳幼児期は 30 cm未満）になったもの
 - b 小腸疾患（注 2 0）により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの
 - (2) 等級表 3 級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注 1 8）となるため、推定エネルギー必要量の 30%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
 - a 疾患等（注 1 9）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm 以上 150cm 未満（ただし乳幼児期は 30 cm以上 75 cm未満）になったもの
 - b 小腸疾患（注 2 0）により永続的に小腸機能の一部を喪失しているもの
 - (3) 等級表 4 級に該当する障害は、小腸切除または小腸疾患（注 2 0）により永続的に小腸機能の著しい低下があり、かつ、通常の経口による栄養摂取では栄養維持が困難（注 1 8）となるため、随時（注 2 1）中心静脈栄養法又は経腸栄養法（注 2 2）で行う必要があるものをいう。
- (注 1 8) 「栄養維持が困難」とは栄養療法開始前に以下の 2 項目のうちいずれかが認められる場合をいう。
- なお、栄養療法実施中の者にあつては、中心静脈栄養法又は経腸栄養法によって推定エネルギー必要量を満たしうる場合がこれに相当するものである。
- 1) 成人においては、最近 3 か月間の体重減少率が 10%以上であること（この場合の体重減少率とは、平常の体重からの減少の割合、又は（身長－100）×0.9 の数値によって得られる標準的体重からの減少の割合をいう。）。
 - 15 歳以下の場合においては、身長及び体重増加がみられないこと。
 - 2) 血清アルブミン濃度 3.2g/dl 以下であること。
- (注 1 9) 小腸大量切除を行う疾患、病態
- 1) 上腸間膜血管閉塞症
 - 2) 小腸軸捻転症
 - 3) 先天性小腸閉鎖症
 - 4) 壊死性腸炎
 - 5) 広汎腸管無神経節症
 - 6) 外傷
 - 7) その他
- (注 2 0) 小腸疾患で永続的に小腸機能の著しい低下を伴う場合のあるもの
- 1) クロウン病
 - 2) 腸管バーチエット病
 - 3) 非特異性小腸潰瘍
 - 4) 特発性仮性腸閉塞症
 - 5) 乳児期難治性下痢症
 - 6) その他の良性の吸収不良症候群
- (注 2 1) 「随時」とは、6 か月の観察期間中に 4 週間程度の頻度をいう。
- (注 2 2) 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。

- (注 2 3) 手術時の残存腸管の長さは腸間膜付着部の距離をいう。
- (注 2 4) 小腸切除（等級表 1 級又は 3 級に該当する大量切除の場合を除く。）又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。
- (注 2 5) 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は 6 か月の観察期間を経て行うものとする。

(表 1) 日本人の推定エネルギー必要量

年齢（歳）	エネルギー（Kcal/日）	
	男	女
0～5(月)	550	500
6～8(月)	650	600
9～11(月)	700	650
1～2	950	900
3～5	1,300	1,250
6～7	1,350	1,250
8～9	1,600	1,500
10～11	1,950	1,850
12～14	2,300	2,150
15～17	2,500	2,050
18～29	2,300	1,700
30～49	2,300	1,750
50～64	2,200	1,650
65～74	2,050	1,550
75 以上	1,800	1,400

「食事による栄養摂取量の基準」
 （令和 2 年厚生労働省告示第 10 号）

Ⅲ 診断書

小腸の機能障害の状況及び所見

身長	cm	体重	kg	体重減少率	%
				(観察期間	)

1 小腸切除の場合

- (1) 手術所見：・切除小腸の部位、長さ cm
・残存小腸の部位、長さ cm

<手術施行医療機関名 (できれば手術記録の写を添付する)>

- (2) 小腸造影所見((1)が不明のとき)………(小腸造影の写を添付する)

推定残存小腸の長さ、その他の所見

2 小腸疾患の場合

病変部位, 範囲, その他の参考となる所見

(注) 1及び2が併存する場合はその旨を併記すること。

[参考図示]



切除部位 

病変部位 

3 栄養維持の方法(該当項目に○をする。)

① 中心静脈栄養法：

- | | | | | | |
|--------------|--------------------|--------------------|---|---|---|
| ・開 | 始 | 日 | 年 | 月 | 日 |
| ・カテーテル留置部位 | _____ | | | | |
| ・装具の種類 | _____ | | | | |
| ・最近6か月間の実施状況 | (最近6か月間に _____ 日間) | | | | |
| ・療法の連続性 | (持 続 的 ・ 間 歇 的) | | | | |
| ・熱 | 量 | (1日当たり _____ kcal) | | | |

- ② 経腸栄養法：(最近6か月間に 日間)(熱量 kcal)
- ・開始日 年 月 日
 - ・カテーテル留置部位 _____
 - ・最近6か月間の実施状況 (最近6か月間に 日間)
 - ・療法の連続性 (持 続 的 ・ 間 歇 的)
 - ・熱量 (1日当たり kcal)

③ 経口摂取：

- ・摂取の状態 (普通食、軽食、流動食、低残渣食)
- ・摂取量 (普通量、中等量、少量)

4 便の性状：(下痢，軟便，正常)， 排便回数(1日 回)

5 検査所見(測定日 年 月 日)

赤血球数 /mm、血色素量 g/dl
 血清総蛋白濃度 g/dl、血清アルブミン濃度 g/dl
 血清総コレステロール濃度 mg/dl、中性脂肪 mg/dl
 血清ナトリウム濃度 mEq/l、血清カリウム濃度 mEq/l
 血清クロール濃度 mEq/l、血清マグネシウム濃度 mEq/l
 血清カルシウム濃度 mEq/l、

- 注意 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。
- 2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものとする。
- 3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。
- 4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。
- 5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。

IV 身体障害認定要領

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、小腸切除又は小腸疾患により永続的な小腸機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「総括表」について

ア「障害名」について

「小腸機能障害」と記載する。

イ「原因となった疾病・外傷名」について

小腸切除を行う疾患や病態としての「小腸間膜血管閉塞症」「小腸軸捻転症」「外傷」等又は永続的に小腸機能の著しい低下を伴う「クローン病」「腸管ペーチェット病」「乳児期難治性下痢症」等を記載する。

傷病発生年月日については、初診日でもよく不明確な場合は推定年月を記載する。

ウ「参考となる経過・現症」について

通常のカルテに記載される内容のうち、特に身体障害者としての障害認定のために参考となる事項を摘記する。

現症について、別様式診断書「小腸の機能障害の状況及び所見」の所見欄に記載される内容は適宜省略してもよい。

エ「総合所見」について

経過及び現症からみて、障害認定に必要な事項、特に栄養維持の状態、症状の予測等について記載する。

なお、小腸切除（大量切除の場合を除く。）又は小腸疾患による小腸機能障害の場合は将来再認定を原則としているので、再認定の時期等についても記載すること。

(2) 「小腸の機能障害の状況及び所見」について

ア 体重減少率については、最近3か月間の観察期間の推移を記載することとし、この場合の体重減少率とは、平常の体重からの減少の割合、又は $(\text{身長}-100) \times 0.9$ の数値によって得られる標準的体重からの減少の割合をいうものである。

イ 小腸切除の場合は、切除小腸の部位及び長さ、残存小腸の部位及び長さに関する所見を、また、小腸疾患の場合は、疾患部位、範囲等の所見を明記する。

ウ 栄養維持の方法については、中心静脈栄養法、経腸栄養法、経口摂取の各々について、最近6か月間の経過観察により記載する。

エ 検査所見は、血清アルブミン濃度が最も重視されるが、その他の事項についても測定値を記載する。

2 障害程度の認定について

(1) 小腸機能障害は、小腸切除によるものと小腸疾患によるものとがあり、それぞれについて障害程度の身体障害認定基準が示されているが、両者の併存する場合は、それら症状を合わせた状態をもって、該当する等級区分の身体障害認定基準に照らし障害程度を認定する。

(2) 小腸機能障害の障害程度の認定は、切除や病変の部位の状態に併せ、栄養維持の方法の如何をもって行うものであるから、診断書に記載された両者の内容を十分に確認しつつ障害程度を認定する。

したがって、両者の記載内容に妥当性を欠くと思われるものがある場合は、診断書を作成した指定医に診断内容を照会する等の慎重な配慮が必要である。

(3) 小腸疾患による場合、現症が重要であっても、悪性腫瘍の末期の状態にある場合は障害認定の対象とはならないものであるので留意すること。

(4) 障害認定は、小腸大量切除の場合以外は6か月の観察期間を経て行うものであるが、その多くは症状の変化の予測されることから、将来再認定を要することとなるので、その要否や時期等については十分確認すること。

V 疑義解釈

質 義	回 答
[小腸機能障害] 1. 小腸機能障害について、 ア. 認定基準の3級の記述のb「小腸機能の一部を喪失」には、アミノ酸等の単一の栄養素のみが吸収できない状態のものも含まれると考えてよいのか。 イ. クロウン病やベーチェット病による場合などでは、障害の状態が変化を繰り返す場合があり、再認定の時期の目安を示されたい。 ウ. 認定基準の4級の記述の「随時」の注書きにおいて、「6か月の経過観察中」とはどの期間を指し、また「4週間」とは連続する期間を指すのか。	ア. 小腸機能障害では、通常の栄養補給では推定エネルギー必要量が確保できない場合に認定の対象となるものであり、単一の栄養素が吸収できないことのみをもって認定の対象とすることは適当ではない。 イ. 症例によって異なるが、概ね3年後程度とすることが適当である。 ウ. 小腸の大量切除以外の場合は、切除後などの障害発生後で、栄養摂取方法が安定した状況での6か月間のうち、中心静脈栄養を実施した日数の合計が4週間程度であると理解されたい。
2. 生後まもなく特発性仮性腸閉塞症を発症し、2歳になる現在まで中心静脈栄養法を継続実施している者から手帳の申請があった。全身状態は比較的良好で、体重増加もほぼ保たれているが、中心静脈栄養法開始前の血清アルブミン濃度が不明である。 こうした場合であっても、現在の障害程度が1級相当と判断されることから、1級として認定してかまわないか。	診断書作成時においてすでに中心静脈栄養法が開始されており、推定エネルギー必要量の60%以上を中心静脈栄養法によって補給している場合は、開始前のアルブミン濃度が確認できない場合であっても、1級として認定可能である。 ただし、乳幼児でもあり、状態の変化が予想されるため、将来再認定の指導を実施することが適当である。
3. クロウン病と診断されている成人男性の場合で、種々の治療の効果がなく、中心静脈栄養法を開始して3か月が経過している。中心静脈栄養法開始前のアルブミン濃度は3.1g/dlで、体重減少はすでに15%に達している。このような場合は、経過観察中であっても1級として認定してかまわないか	クロウン病の場合は、一般的に症状の変動があり、永続的で安定した栄養摂取方法の確認には6か月程度の経過観察期間が必要である。その後も現在と同様の栄養摂取状態であれば1級として認定可能であるが、その際は将来再認定（概ね3年後）の指導をすることが適当である。
4. 小腸の切除により、認定基準の4級相当と思われる状態だが、栄養維持の方法が特殊加工栄養の経口摂取となっており、経管栄養法は使用していない。この場合は、4級として認定できるか	4級における経腸栄養法とは、経管により栄養成分を与える方法を指しており、特殊加工栄養を経口的に摂取し、これにより栄養補給が可能な場合は、認定の対象とすることは適当ではない

